第4期佐世保市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定について【案】

1. 計画の名称

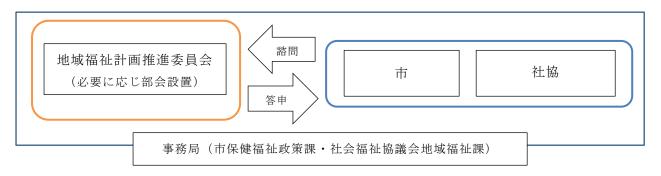
『第4期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画(以下、「第4期計画」という。)』とする。

※第3期佐世保市地域福祉計画・佐世保市地域福祉活動計画と同様に、「地域福祉計画」 と「地域福祉活動計画」を一体的なものとして策定する。

2. 計画期間 令和6年4月1日~令和11年3月31日(5年間) ※令和6年度~10年度

3. 計画の策定体制

佐世保市が佐世保市地域福祉計画推進委員会に諮問し、その事務局を佐世保市保健福祉 部保健福祉政策課と佐世保市社会福祉協議会地域福祉課が担う。



4. 計画の策定方法

- (1) 佐世保市地域福祉計画推進委員会による検討、協議
- ・施策や計画の構成、内容等について、地域福祉計画推進委員会にて検討、協議を行う。
- ・現委員に加え、新たな関係機関・団体から委員を選出し委嘱する(令和5年度から)。

≪委員名簿:令和4年11月1日現在≫

◎委員長、○副委員長

No.	選出区分・所属団体等(役職)	委員名
1. 市民団体の代表		
(1)	佐世保市民生委員児童委員協議会連合会(会長)	久保田 直樹
(2)	佐世保市福祉推進協議会会長連絡会(副会長)	◎川内野 公隆
(3)	佐世保学生ボランティア協会(協会長)	柳原 ひなた
(4)	相浦地区自治協議会(副会長)	松瀬 英子
(5)	佐世保市 P T A 連合会(副会長)	渡辺 幸子
2. 福祉・介護・医療団体の代表		
(6)	佐世保市医師会(副会長)	土井 庸正
(7)	長崎県社会福祉士会 (理事)	濵﨑 隆広
(8)	佐世保市地域包括支援センター(早岐地域包括支援センター 長)	江﨑 勝明
(9)	佐世保市地域リハビリテーション広域支援センター (事務局 長)	○川嶋 克之
3. 学識経験者		
(10)	長崎国際大学(人間社会学部社会福祉学科 准教授)	大畠 啓

任期:令和6年3月31日まで ※敬称略

※参考:佐世保市地域福祉計画推進委員会条例

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民団体を代表する者
- (2) 福祉、介護及び医療関係団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者
- ▶ 第3期計画策定時は、「市保健福祉審議会(各分科会)」「市子ども子育て会議」「福祉 推進協議会会長連絡会」「地域リハビリテーション広域支援センター」「学生ボランティア協会」から新たに選出

①地域福祉計画推進委員会(全体会)の内容

- ・第4期計画の策定方針、体制について
- ・第4期計画の構成について
- ・第4期計画の施策、取り組み内容について
- ・第4期計画案について

※3期計画の評価・検証について

計画に基づいた取組みは、毎年度、地域福祉計画推進委員会において進捗管理・評価を受けているため、その結果を積み重ね評価・検証を行う。

- ⇒令和4年度実施事業の評価に合わせて実施する。
- ②地域福祉計画推進委員会専門部会の設置・開催

計画に掲げる取組み事項(事業)について協議するため、<u>必要に応じて</u>専門部会を設置する。各部会では、担当する項目の取り組み内容について協議し、全体会に報告する。

(2)地域福祉の推進に関するアンケート調査 ※別紙参照

令和4年度に実施の「地域福祉の推進に関するアンケート調査」による分析結果を、施策 や取組み内容等を検討する際の基礎資料として活用する。

- ・調査方法…郵送配布、郵送回収
- ・調査対象…満18歳以上の市民(無作為抽出)3,800人
- ・調査期間…令和4年11月18日~令和4年12月19日
- ・実施方法…調査・分析に関する業務を長崎国際大学に委託

(3) 専門職等を対象とした座談会の実施

地域共生社会の実現に向けた取組みの検討や関係機関・団体によるつながりづくりのため に座談会を開催し、出された意見を第4期計画に反映させる。〔令和5年7月頃〕

- ・実施場所…市内3カ所のコミュニティセンター
- ・参加対象…医療及び福祉関係の仕事に従事している方、民生委員・児童委員、自治協関 係者など

- ・内容…地域共生社会の実現に向けて必要な取組み、制度やサービスで対応できないニーズや課題、つながりづくりに関する話し合い。※「地域福祉の推進に関するアンケート」結果をふまえた実施について検討
- (4) パブリックコメント

第4期計画(素案)についてパブリックコメントを実施し、市民の意見を聴取する。

(5) 市及び社協での手続き

第4期計画について、市及び社協でそれぞれ承認を得る。

- 5. これまでの策定経過について
- (1) 第1期計画〔平成21年度~25年度〕

策定方法:住民座談会「お茶の間トーク」(33 地区開催)、地域福祉座談会「ふれあいトーク」を実施し、住民の生活課題を把握した。

主な内容:地域福祉への意識啓発、情報発信、交流の場づくりの推進、地域福祉活動の実 践(地区地域福祉活動計画の推進)

(2) 第2期計画 [平成26年度~30年度]

策定方法:高齢者、障がい者、児童の各分野で活動している専門機関や関係団体を対象に 第2期計画策定に係る基礎調査を実施し、実情と課題を把握した。

主な内容:地域福祉の領域の明確化、ケースワークの充実(個別支援)、福推協の位置づけ の明確化(地域福祉活動)、ふくし教育の推進

(3)第3期計画〔令和元年度(平成31年)~5年度〕

策定方法:①地域福祉の推進に関する調査の分析

「佐世保市の地域福祉の推進に関する調査 (H29 年度実施)」をもとに、市の地域福祉の推進状況の実態と課題をふまえ、市全域 (または圏域) に必要な今後の取組みを検討。(調査・分析は長崎国際大学に委託)

②専門職や関係団体等を対象とした座談会の実施し、制度やサービスで対応できないニーズや課題等を把握した。

主な内容:福祉関連計画の上位計画として位置付け、第2期計画の取組みを継承、3つの 重点プロジェクト(①地域福祉・生活支援ネットワークプロジェクト、②地域 福祉教育プロジェクト、③安心・安全のまちづくりプロジェクト)を推進

- 6. スケジュール 別紙のとおり
- 7. その他(地域福祉に関する昨今の国の動向など) ※詳細は別紙参照
- (1) 平成29年社会福祉法の改正〔平成30年4月施行〕
 - ●第 107 条第 1 項 地域福祉計画に盛り込むべき事項(次の①~⑤をふまえること)
 - ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ②地域における福祉サービスの適切な推進に関する事項

- ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全に発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項
- ●第 106 条の 3 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に 関する事項
- (2) 令和2年社会福祉法の改正〔令和3年4月施行〕
 - ●第 106 条の 4 重層的支援体制整備事業に関する事項 地域における複合的な課題を包括的に受け止め「①相談支援 ②参加支援 ③地域づ くりに向けた支援 | の 3 つの支援を一体的に実施する事業
 - ●第 106 条の 5 重層的支援体制整備事業実施計画書に関する事項 市町村は、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援 体制整備事業実施計画(重層事業に必要な固有の事項に特化した計画)」の策定に努め ること
 - ●第107条第1項 地域福祉計画に盛り込むべき事項(⑤の改正)
 - ①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ②地域における福祉サービスの適切な推進に関する事項
 - ③地域における社会福祉を目的とした事業の健全に発達に関する事項
 - ④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
 - ⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
 - ⇒以上(1)(2)をふまえ、第3期計画の取組みを評価・検証して必要な取組みを継承 し、特に、地域共生社会の実現に向けた「包括的な支援体制の強化」に対応した施策を 取り入れる必要がある。また、新型コロナウイルス感染拡大による地域の実情にも対応 できるような展開も検討が必要。